

第3章 地球環境保全への貢献

第1節 地球温暖化の防止

1 地球温暖化に関する現況

(1) 温室効果ガスの状況

濃度状況

温室効果ガスの大気中濃度は産業革命（1750～1800年）以前は、比較的一定の水準でしたが、産業革命以後は著しく増加しています。特に二酸化炭素の濃度については、産業革命当時から2000（平成12）年までに約280ppmから約1.3倍の369ppmに上昇しています。その他の温室効果ガス濃度も同様、特に最近20～30年間に著しく増加しています。

こうした傾向は大部分が人間活動に起因するものであり、その多くは化石燃料の使用や土地利用の変化、農業などによるものです。このほか、近年開発されたHFC（ハイドロフルオロカーボン）等の濃度も増加しています。

本県でも、大気中の二酸化炭素濃度を平成10年度から県内2地点で連続自動測定しています。この結果、年平均値で397ppm程度となっており、他県の状況と同様の濃度レベルとなっています。

表2-3-1 県内大気中二酸化炭素測定結果

市 町 村	測 定 局	年平均値（ppm）
		平成19年度
徳 島 市	徳 島 局	398
由 岐 町	由 岐 局	397

排出状況

主要な温室効果ガスである二酸化炭素について、全国の排出状況を見ると、2006年度の排出量は、13億4,000万t-CO₂、1人当たり排出量は9.97 t-CO₂/人となっています。

これは、1990年度と比べて、排出量で6.2%、一人当たり排出量で7.7%の増加となっています。前年度と比べると、排出量で1.3%の減少、一人当たり排出量で1.3%の減少となっています。

本県における温室効果ガス全体の排出状況を見ると、2005年は7,405千t-CO₂となっており、1990年の6,727千t-CO₂に比べて約10%増加しています。（図2-3-2）これは同じ期間の県内人口の増減（2.6%減）と比べてかなり高く、近年、一人当たり排出量は急速に増加していることがうかがえます。一人当たり排出量は、2005年において9.14 t-CO₂/人となっており、全国と比べてやや少ない状況にあります。

温室効果ガスの約94%を占める二酸化炭素の排出量（2005年）を部門別にみると、産業部門が43.7%と排出量全体の4割以上を占め、次いで民生部門が27.4%、運輸部門が23.0%となっており、この3部門で全体の約9割を占めています。（図2-3-1）

これまで以上の新たな対策がとられない場合には、2010年における本県の温室効果ガス全体の排出量（単純将来排出量）は、1990年に比べて約20%増加すると予測されています。このうち、二酸化炭素の排出量を部門別にみると、特に運輸部門や民生部門などの伸び率が大きくなっております。（表2-3-2）

図2-3-1 徳島県の温室効果ガスの排出状況

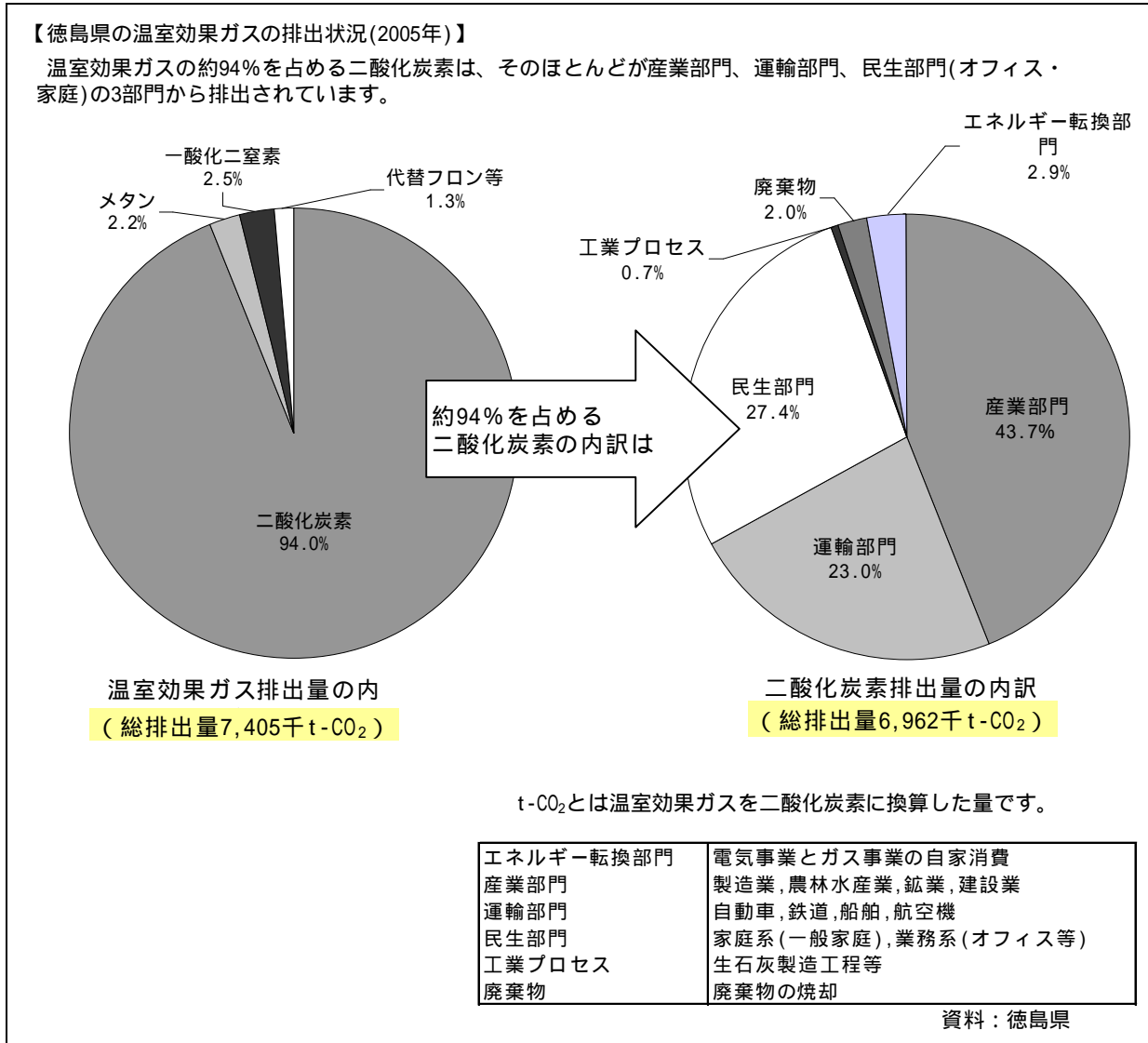


図2-3-2 温室効果ガス排出量の推移

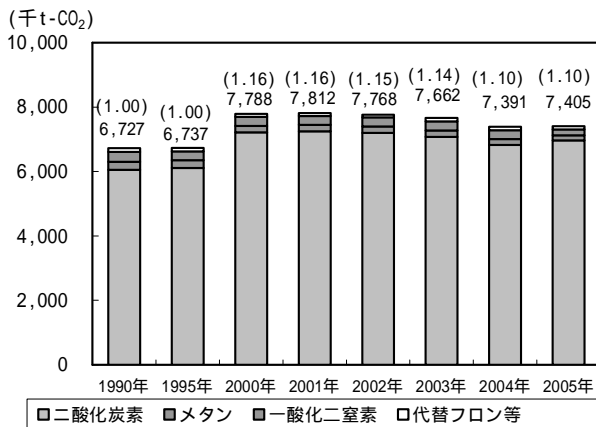


表2-3-2 二酸化炭素の部門別排出量
 (2010年の単純将来排出量)

二酸化炭素の発生源部門	排出量 (千t-CO ₂)	伸び率
エネルギー転換部門	233	1.73
産業部門	3,139	1.02
運輸部門	1,767	1.26
民生部門	1,962	1.42
工業プロセス	36	1.03
廃棄物	146	1.75
合計	7,282	1.19

(2) 県の取り組み

地球環境保全の基本的な考え方

「環境首都とくしまの実現」を基本目標として、平成16年3月に策定された「オンリーワン徳島行動計画」を踏まえ、平成16年度には、2010年の温室効果ガス排出量を1990年比で概ね10%削減することを目標とする

「とくしま地球環境ビジョン」、さらに平成17年度には、「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」を策定し、県民・事業者・行政が一体となって取り組むなど、地球温暖化問題に重点的・積極的に取り組むこととしています。

さらに、平成16年3月に策定された「環境首都とくしま憲章」においても、温暖化防止に向けた、一人ひとりの取り組みを広く呼びかけています。

一方、県自らの取り組みとしては、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」（第3次計画）徳島県グリーン調達等推進方針等を策定するとともに、環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、再生紙の利用や用紙類使用量の削減、省資源・省エネルギーやグリーン調達等の取組の徹底を図っています。

他方、森林による二酸化炭素の吸収・固定機能を高めるため、計画的な森林の整備・保全を推進するとともに、県民参加の森づくりや、木材・木質バイオマスの利用の促進に努めています。

温暖化防止に向けた主な施策

ア 公用車導入要領に基づく低公害車の導入促進と、公用車の使用について、エコドライブの取組推進を図りました。

イ 県民へのきめ細やかな普及啓発、助言等を地域レベルで実施するため、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化防止活動推進員」の活動を支援しました。

ウ 6月から9月の間に、適正冷房28 と軽装勤務を進める「徳島夏のエコスタイル」を、県民運動として展開するとともに、12月からは「徳島冬のエコスタイル」を実施し、暖房時の室温を19 を目安にするよう県民などに呼びかけています。

エ 通勤をできるだけ徒歩や自転車、公共交通機関で行ったり、毎月10日、20日、30日のノーカーデーの実施など、自動車の使い方を見直す「徳島エコ・カーライフ」運動を展開しました。

オ 徳島県における地球温暖化対策のための推進計画「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」を策定しました。

カ 県内中小企業者の地球温暖化への取組を促進するための低利融資制度として、「地球温暖化対策資金貸付金制度」を創設しています。

2 今後の取り組みの方向性

（1）「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」の推進

「オンリーワン徳島行動計画」では、2010年の温室効果ガス排出量を1990年比で10%削減することが数値目標として掲げられたことから、平成16年度には、「とくしま地球環境ビジョン」を構築し、今後の取り組みの方向性を示すとともに、平成17年度には、各分野における具体的な取り組みを示す「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」を策定し、10%削減に向けて取り組みを進めていきます。

（2）実行計画の推進等

地球温暖化対策推進法に基づく実行計画として策定した「エコオフィスとくしま・県率先行動計画（第3次：17～21年度）」や「徳島県グリーン調達等推進方針」に基づき、県の事務、事業に関する環境に配慮した取り組みを全庁的に推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

また、市町村等に対しても、温暖化対策の重要性を踏まえ、実行計画の推進を図るなど、県及び市町村等が率先して温暖化対策に取り組むため体制の整備を図ります。

一方、森林の吸収源対策については、「とくしま豊かな森づくり」実行計画に基づき、健全な森林の整備、県産木材の利用推進などに努めます。

(3) 徳島県地球温暖化対策推進条例の制定

徳島県地球温暖化対策推進条例を平成20年10月に制定し、平成21年4月1日から施行することとしました。

制定の理由

温室効果ガスの削減を世界的に約束した京都議定書の約束期間に入ったことを踏まえ、従来から本県が行ってきた、事業者、県民、県が一体となった温室効果ガス削減の取り組みを一層加速させるため、更には、ポスト京都議定書を視野に入れた、化石エネルギーへの依存の少ない低炭素社会の実現を目指し、県民、事業者、県が一体となって、県民総ぐるみで本県の特徴を生かした地球温暖化対策に取り組むための拠り所とするために制定しました。

条例の概要

1 条例の概要
(1) 目的
この条例は、地球温暖化対策に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策推進計画の策定その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。
(2) 各主体の責務
県、事業者及び県民の責務等を定める。
(3) 地球温暖化対策推進計画
知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を定める。
(4) 県の率先実施
県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を率先して実施するものとする。
(5) 事業活動に係る地球温暖化対策
特定事業者は、事業活動に係る地球温暖化の防止に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。（特定事業者以外の事業者は、任意に計画書を提出できる。） 地球温暖化対策計画書を提出した者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況等を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。 知事は、地球温暖化対策計画書等の提出があったときは、その内容を公表するものとする。 特定事業者は、地球温暖化の防止に関する情報を自主的かつ積極的に公表するものとする。（任意に計画書を提出した事業者は、同情報を公表するよう努めるものとする。）
(6) 農林水産業に係る地球温暖化対策
農林水産業を営む者は、環境への負荷の低減に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。 事業者及び県民等は、農林水産物の消費については、県内で生産された農林水産物の消費を優先的に行うよう配慮するものとする。
(7) 家庭生活等における地球温暖化対策
県民が家庭生活等において、地球温暖化の防止のために実施すべき取組について定める。 特定家庭用電気機器等販売事業者は、特定家庭用電気機器等を購入しようとする者に対しそのエネルギー消費効率について説明するとともに、店舗の見やすい場所に特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率に関する情報を表示しなければならない。

(8) 建築物における地球温暖化対策

一定の規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、地球温暖化の防止に関する事項を定めた計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

建築物の販売等を行う者は、建築物の購入等をしようとする者に対し、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報を提供するとともに、その内容について説明するよう努めなければならない。

(9) 自動車に係る地球温暖化対策

事業活動に伴い相当程度多い自動車を管理する者は、その管理する自動車を使用する者が環境に配慮した自動車の運転等を行うことを推進する者を選任し、知事に届け出なければならない。

自動車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し、自動車環境情報について説明するとともに、自動車環境情報について表示しなければならない。

(10) 催しに係る地球温暖化対策

相当程度大規模な催しを開催しようとするものが催しを開催する際に、地球温暖化の防止のために講ずべき措置について定める。

相当程度大規模な催しを開催しようとするものは、自らが開催する催しに伴う温室効果ガスの排出の抑制等に努めるとともに、排出量を埋め合わせる取組を行うよう努めるものとする。

(11) 再生可能エネルギーの利用等に係る地球温暖化対策

事業者及び県民等は、再生可能エネルギーの利用に配慮した事業活動の実施等に努めるものとする。

(12) その他

知事は、地球温暖化対策計画書を提出した者のうち温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組んでいると認めるものについて、公表することができる。

知事は、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を行っている者が地球温暖化対策に著しく貢献している認めるときは、表彰することができる。

知事は、地球温暖化対策計画書を提出した特定事業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

知事は、地球温暖化対策計画書を提出しない特定事業者等に対し、勧告をすることができる。

知事は、勧告を受けた者が当該勧告に正当な理由なく従わない場合は、その旨を公表することができる。

の報告又は資料の提出をしなかった者等は、5万円以下の過料に処する。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行する。